

令和3年度 前期 授業料免除・徴収猶予の出願要項 【学部 新3回生以上】

制度の趣旨

本制度は、「経済的に困難でかつ学業優秀と認められる者」、「学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者」及び新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により家計が急変し、授業料納付が困難と認められる者などについて、納付すべき授業料の全額又は一部を免除、あるいは徴収猶予し、修学を支援するためのものです。

制度の趣旨を十分、理解した上で申請してください。

■ 申請手続

受付期間	3月26日(金)、29日(月)～31日(水)
受付時間	8:30～17:00(ただし、12:30～13:30を除く。)
受付場所	学生課 ①番窓口

- ・原則、学生本人が窓口持参により申請してください。
- ・特別な理由により、上記期日までに学生本人が申請できない場合は、**必ず事前に学生課へ連絡してください。**
- ・事前に連絡が無く、期間中に申請しない場合は、いかなる理由であっても一切申請を受け付けません。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により、受付期間及び方法等に変更がある場合は、大学HPに掲載します。

■ 注意事項

- ・選考は家計基準及び学力基準に基づいて行います。
(新型コロナウイルス感染症の影響による申請の場合は、家計基準のみで選考を行います。)
申請しても授業料免除及び徴収猶予が許可されるとは限りません。
不許可の場合に備え、納入の準備を行っておいてください。
- ・授業料免除及び徴収猶予の申請者は、選考の結果が通知されるまで授業料の徴収が猶予されます。
- ・住民票謄本、所得を証明する書類等へのマイナンバー(個人番号)の記載は不要です。
記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。
- ・記入の際は黒のペン又はボールペン(消せるボールペンは不可)を使用してください。
訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。
※訂正印は不要です。
- ・申請を取り下げる場合は、速やかに学生課奨学・就職支援グループまで申し出てください。
- ・申請書類の記入事項確認のため、申請受付後に追加書類を依頼したり、事情をお聞きしたりすることがあります。
- ・不明な点は、申請書類提出日までに余裕をもって学生課奨学・就職支援グループへ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学 学生課奨学・就職支援グループ(①番窓口)
受付時間:8:30～17:00(12:30～13:30を除く。)
電話番号:075(644)8165
※問い合わせ等は、申請者(学生)本人が行ってください。

京都教育大学

1. 授業料免除申請の対象者

別紙「申請対象条件一覧表」の対象条件において、A区分及びB区分から各1種類、又はA区分及びC区分から各1種類に該当する者が対象です。

2. 提出書類

提出が必要な書類は以下の3種類です。

■全員が必要な書類

■<B区分(新型コロナウイルス感染症対応制度に関する事項)に該当し、申請をする者>
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる家計支持者の書類

■世帯及び本人の状況に応じて提出が必要となる書類

- ①【必要書類確認表】にて提出書類を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。
- ②提出時に書類の記載内容について説明を求められることがありますので、申請者本人はその内容を熟知しておいてください。
- ③必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。
ただし、提出時点で未発行の書類(兄弟姉妹の学生証等)があるなど、やむを得ない事情により、提出日に必要な書類をすべて準備できない場合は、提出の際にその旨を伝えるとともに、発行され次第、速やかに学生課(①番窓口)まで提出してください。
- ④選考のための内容確認、提出書類の不備、補足として追加資料の提出が必要な場合には、電話・LiveCampus(メール)等で連絡をすることがありますので、速やかに対応してください。

3. 授業料免除・徴収猶予の対象者の選考

■家計基準(年間収入及び年間所得額上限(目安))

世帯人数		本人 通学区分	一部免除 上限参考額 (単位:万円)	
			給与所得者	給与所得者 以外 (事業者等)
2人	母子・父子家庭 本人/母又は父	自宅	642	388
		自宅外	693	435
3人	本人/父/母	自宅	558	329
		自宅外	625	376
4人	本人/父/母/公立高校生(自宅通学)	自宅	654	396
		自宅外	701	443
4人	本人/父/母/公立大学生(自宅外通学)	自宅	736	478
		自宅外	783	525

- ※①この上限額は申請する際の目安として参考にしてください。
- ②年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、不許可となる場合があります。
- ③給与所得者の年間収入は、給与明細等の「支払金額」により計算します。
<B区分で申請した場合>給与明細等の「支払金額」直近1ヶ月(令和3年2月)分の12倍に賞与見込み額(令和3年度)を合計した金額です。
- ④給与所得者以外の年間所得は、収入・売上額から必要経費を引いた後の「所得額」により計算します。
<B区分で申請した場合>売上額直近1ヶ月(令和3年2月)分から必要経費(令和3年2月分)を差し引き、12倍した金額です。
- ⑤収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。
- ⑥家族に障害者、長期療養者、単身赴任者がいる等の場合は、所得額から一定額を控除して計算します。

■学業優秀と認められる学力基準は、次に該当する者 ※B区分で申請した場合は、学力基準はありません。

①②両方の条件を充たすこと。

①学部等における修得単位数(前年までの修得単位数。「合」・「認定」を算入)

3回生	4回生
80単位 以上	112単位 以上

②学業成績:「合」・「認定」を算入せず、修得した単位のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1にそれぞれ換算し、1単位あたりの平均値が2.5以上の者(小数点第二位を四捨五入)

※ 学力基準外の者が申請しても免除にはなりませんのでご注意ください。
ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等については特例があります。

4. 授業料免除額について

新制度採用区分	新制度の免除額	本制度の選考結果	免除の決定額
区分Ⅰ	全額免除	全額、半額 又は一部免除	全額免除
区分Ⅱ	2/3免除	全額免除	全額免除
		半額免除	2/3免除
		一部免除	新制度と本制度の選考 結果を比較して高い方 の免除額
区分Ⅲ	1/3免除	全額免除	全額免除
		半額免除	半額免除
		一部免除	新制度と本制度の選考 結果を比較して高い方 の免除額
不採用	無し	全額、半額 又は一部免除	本制度の選考結果
対象外	—	全額、半額 又は一部免除	本制度の選考結果

※①選考は各期(前期・後期)ごとに行います。

②今期許可された場合でも、そのまま引き続いての免除は受けられませんので、次期も本制度の免除を希望する者は、あらためて申請してください。

5. 授業料免除・徴収猶予の可否について

- ・授業料免除及び徴収猶予の可否については選考の上、決定次第LiveCampusに登録した本人住所宛に通知文書を発送します。(6月～7月予定)
- ・LiveCampusの本人住所について、必ず最新のものであることを確認しておいてください。
- ・授業料免除及び徴収猶予の申請者は、その可否が決定するまで授業料の徴収が猶予されますので、選考結果の通知があるまで授業料は納付しないでください。

6. その他

- ・B区分で申請した者が、申請対象者の要件を満たさなかった場合は、C-1区分で審査します。
- ・A-9区分で申請した者が、給付奨学金を申請しなかった場合、本制度は不許可となります。
- ・故意に記入すべき事が書かれていなかった時、必要な証明書が提出されない等の不備がある時は、選考の対象から除外します。
- ・虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消し、授業料を徴収します。
- ・提出された書類は、授業料免除及び徴収猶予の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。

【必要書類確認表】

■全員が必要な書類

提出書類
授業料免除及び徴収猶予願チェックシート(様式①)
授業料免除及び徴収猶予願(様式②)
家庭調書(様式③)
<p>住民票謄本 世帯全員分 【原本】※下宿中の家族も含む。 (本籍地表示は不要、「住民票記載事項証明」は不可、世帯全員分の「登録原票記載事項証明書」は可)</p> <p>(1) 本人及び家族(本人と生計を一にする者)全員分の住民票謄本を提出してください。 ※同居の家族については、住民票謄本上、別世帯の場合でも原則、同一生計とみなします。 ※家族全員について「家庭調書」を記入してください。</p> <p>(2) 本人及び家族が住民票と異なる住所に居住している場合は、「賃貸契約書」の写し又は「賃貸契約更新証明書(居住証明書)」(様式K)等、実際に住んでいる場所が分かるものを添付してください。 ※本学学生寮居住者は不要 ※扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「家庭調書(様式③)」 「①家族状況・所得の種類」には記載せず「③住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。</p>
<p>市区町村役場発行の「令和2年度(令和元年分所得)課税証明書」【原本】</p> <p>(1) 就学者(申請者本人を含む。)と就学年齢に達していない者及び、令和2年度中に 学校を卒業した者を除いた家族全員について「令和2年度(令和元年分所得)の課税証明書」を提出してください。 ただし、申請者が家計支持者である場合は、申請者分も必要です。</p> <p>(2) 所得がない家族についても課税証明書(又は非課税証明書)を提出してください。 ※無職・無収入の場合も提出してください。 (課税されていない旨(“所得0円”・“課税なし”等の記載)の証明が必要です。) ※所得金額・課税額・控除の内訳を含む、全項目証明を提出してください。</p>

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる家計支持者の書類

提出書類		該当に○をつける
申請区分	【B-1】 公的支援の受給証明書を提出する場合	日本国や日本の地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書
	【B-2】 収入減少後の所得が昨年度の所得と比較し1/2以下となっている場合	令和2年1月～令和2年12月の1年間の収入がわかるもの(令和2年分源泉徴収票、確定申告書、「収入状況証明書・申立書」(様式A)に前年(令和2年1月～令和2年12月)分の収入を記入したものなど)
所得の種類	給与所得者	①給与年間見込額計算書(様式イ) ②令和3年度2月分の給与明細(写) ①、②両方提出
	給与所得者以外(事業等)	①所得金額計算書(様式ロ) ②令和3年度2月分の売上及び必要経費がわかる帳簿(写) ①、②両方提出

■世帯及び本人の状況に応じて提出が必要となる書類

所得・年金に関する書類については、就学者(申請者本人を含む)と就学年齢に達していない者は不要です。ただし、申請者が家計支持者である場合は申請者分も必要です。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる家計支持者の書類と重複する場合は、1部で可

世帯の状況		提出書類	該当に○をつける
給与所得者 ※パート等の非正規雇用者を含む ※就学者(申請者本人を含む)のアルバイト収入分は提出不要	令和2年1月以降勤務先変更なし	■会社員・公務員等 ・令和2年分の確定申告をされた方 令和2年分確定申告書控(第一表・第二表)(写)を提出 ・令和2年分の確定申告をされていない方 令和2年分源泉徴収票(写) ※複数ある場合はすべての源泉徴収票を提出 ■源泉徴収票の無い有職者(パート・アルバイト等) 「収入状況証明書・申立書」(様式A) ①給与明細の写し(賞与含む)と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。 ②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。 <u>①、②いずれかの方法で証明してください。</u>	
	令和2年1月以降新規採用・勤務先変更あり	「収入状況証明書・申立書」(様式A) ①給与明細の写し(賞与含む)と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。 ②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。 <u>①、②いずれかの方法で証明してください。</u>	
	令和3年4月就職者	「収入状況証明書・申立書」(様式A) 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、年間の金額が算出できるもの(賞与含む。)を添付してください。	
給与所得者以外(事業者等)	個人事業主 自営業・農業等 不動産等収入	令和2年分確定申告書(第一表・第二表)(写)	
	外交員収入	令和2年分確定申告書(第一表・第二表)(写) 又は報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書(写)	
年金受給者	老齢年金 厚生年金 遺族年金 障害年金 等	最新の年金振込通知書、年金額改定通知書、年金等の源泉徴収票の写しのいずれかで1年間の年金総額が算出できるもの。 (公的・企業年金等複数の年金を受給している場合はすべての証明書の添付が必要)	
生活保護受給者		生活保護決定通知書、生活保護受給証明書(福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの。)	
休職中の者		①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書(様式C) ②休職前の源泉徴収票(写)、確定申告書控(第一表・第二表)(写)、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書(写)のいずれか <u>①、②両方提出</u>	
退職者	令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に退職金が支給された者	①退職証明書 ②退職金支給額証明書 <u>①、②両方提出</u>	
その他の臨時的な収入	令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に得た臨時的な収入(保険金、支援金、補助金、給付金等)	金額が記載された通知書等の写し ※令和2年分の確定申告をされた方は 令和2年分確定申告書控(第一表・第二表)(写) を提出 ※特別定額給付金(1人10万円)は申請不要です。	

世帯の状況		提出書類	該当に○をつける
無職・失業中の者 (18歳以上の者) ※専業主婦・ 主夫を含む ※就学者は除く	雇用保険受給なし	①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書 (様式C) ②世帯全員が、公的な証明書等(※1)により収入を証明できない 場合で生活保護を受給していない場合、「家計状況申告書」(様 式B)も提出	
	雇用保険受給あり	①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書 (様式C) ②雇用保険受給資格者証(金額、支給時期が明記された部分) ※まだ受領していない場合は離職票(写)・退職の辞令(写) ①、②両方提出	
・養育費、親戚等から 援助を受けている世帯 ・内職 ・給与明細書がない等、 所得が申告できない 有職者 ※就学者は除く		①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書 (様式C) ②世帯全員が、公的な証明書等(※1)により収入を証明できない 場合で生活保護を受給していない場合、「家計状況申告書」(様 式B)も提出	
母子又は、父子 世帯※2		①「母子・父子世帯の申立書」(様式D) ②養育費、年金、児童扶養手当、他からの援助等が ある場合、証明できるものを添付する	
長期療養者※3	高額療養費払戻し なし	「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)	
	高額療養費払戻し あり	①「長期療養者の証明書・申立書」(様式E) ②高額療養費の払戻し額を証明するもの ①、②両方提出	
障害者の認定		下記①～④のうち該当するものの写しを提出 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③介護保険被保険者証(要介護3以上) ④精神障害者保健福祉手帳	
主たる家計支持者の 別居 (単身赴任等同一生計 で別居の場合)		①「主たる家計支持者の別居に伴う控除申立書」 (様式F) ②領収書等(最新12ヶ月分の家賃及び、光熱水費) ③給与明細(最新1ヶ月) ①、②、③ すべて提出	
就学者 (高校生以上)	【国立】大学生・大学院 生・高等専門学校4、5 年次生	「在学及び授業料免除状況証明書」(様式I) 所属学校に記入を依頼し全員提出 ※申請無し、不許可の場合も提出 ※令和3年4月現在の在学(予定)校	
	上記以外	在学証明書又は学生証の写し ※令和3年4月現在の在学(予定)校 ※在学期間がわかる部分の写しも提出 ※在学証明書は各学校の様式で可	
風水害等による被災者		①り災証明書 ※被害の状況・金額がわかるもの ②被災者生活再建支援金の支給、税や保険料の 減免など公的支援の金額がわかるもの ③保険、損害賠償等による補てん金額がわかるもの	

本人の状況		提出書類	該当に○をつける
日本学生支援機構以外の給付型奨学金受給者	令和3年4月以降受給予定分	給付型奨学金の採用通知(写)等、給付内容がわかるもの ※給付額、給付期間がわかる部分の写しも提出 ※大学を通じて支払われている給付型奨学金については添付書類不要	
申請区分	【A-5】新制度において大学等への入学時期等に係る基準で対象外となる者	「大学等への入学時期等に関する履歴書」(様式L)	
独立生計者※4		①「独立生計者申立書」(様式G) ※「父母等が申請者本人の扶養をしていない旨の申立欄」を必ず記入のこと(父母等による記入)。 ②申請者本人(配偶者のあるときは配偶者を含む。)が被保険者(国民健康保険の場合は世帯主)である健康保険証(写) ③本人の「就業状況証明書・申立書」(様式H) ※金額の証明として、給与・賞与明細書の写しを添付してください。添付できない場合は支払者に【2.支払者の証明】欄への記入を依頼し署名・押印してもらってください。 ④実家(自宅)の世帯状況について以下の書類をすべて提出 ・家庭調書(様式③) ※本人分と実家(自宅)分、2枚提出(様式③を複写して記入してください)。 ・住民票謄本 世帯全員分【原本】※下宿中の家族も含む。 ・令和2年度(令和元年分所得)の課税証明書 ※就学者(申請者本人を含む。)と就学年齢に達していない者及び令和2年度中に学校を卒業した者を除いた家族全員分 ・所得・年金を証明する書類 ※就学者(申請者本人を含む。)と就学年齢に達していない者以外の家族全員分	

※1 公的な証明書等とは

源泉徴収票、確定申告書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、年金に関する証明書、「収入状況証明書・申立書(様式A)」を指す。(ただし、児童扶養手当は除く。)

※2 母子・父子世帯とは

父又は母と就学者、経済力のない祖父母及び心身に障害のある者の世帯を指す。

※3 長期療養者とは

現在、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は療養を必要と認められる者を指す。

※4 独立生計者とは次のいずれにも該当する者。

- 1) 原則、大学院生及び専攻科生。ただし、両親とも生別・死別し親族等にも扶養を受けていないなど、特別な事情がある場合は学部生も独立生計者と認定することがあります。
- 2) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者(父母等の源泉徴収票、確定申告書、課税証明書等の控えて証明できる者)
- 3) 父母等と別居している者(住民票謄本での証明)
- 4) 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明が発行される者。なお、本人(配偶者のあるときは、配偶者を含む。)の収入で生計を立てている場合でも、父母等の所得金額が本学の定める半額免除に係る収入基準額を超える場合は、独立生計者と認定しません。(父母等の所得を証明する書類も提出が必要です。)
- 5) 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)が健康保険等の被保険者であること。なお、国民健康保険の場合は世帯主であること。

☆その他

- ・提出書類は、必ず最新のものを提出してください。
※住民票謄本、課税証明書は申請前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
- ・最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますが、そのまま提出してください。
- ・一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

[提出書類記入要領]

1. 授業料免除及び徴収猶予願

記入にあたっては本要項を熟読し、申請者本人が記入してください。
不備があれば申請できない又は選考の対象から除外される場合があります。
「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付けてください。

- ①「編入学・休学・留学等特記事項」欄
編入学・休学・留学等がある場合は、期間等を記入してください。
- ②「授業料免除及び徴収猶予の申請区分」欄について
申請対象条件一覧表から該当する申請区分(例:A-1)を記入してください。
【学部生】新型コロナウイルス感染症対応制度で申請する者・・・A区分及びB区分、両方記入
それ以外の者・・・A区分及びC区分、両方記入
【大学院生・専攻科生・留学生】・・・B区分又はC区分、いずれか記入
- ③「授業料免除及び徴収猶予の申請理由」欄について
授業料免除及び徴収猶予の申請に至った理由を具体的に記入してください。
具体的な記入が無い場合は、選考の対象から除外される場合があります。

2. 家庭調書

■本人と生計を同じくする家族全員について記入してください。

■独立生計者は「本人分」と「実家(自宅)の家族全員分」を2枚に分けて提出してください。

①「家族状況・所得の種類」欄

- 本人と生計を同じくする家族全員の氏名・年齢を「就学者以外の家族」と「就学者」に分けて記入してください。

同一住所に居住している家族については、住民票謄本上、別世帯の場合でも、同一生計とみなします。

- 予備校生・浪人生は就学者には該当しませんので、「就学者以外の家族」に記入してください。
- 扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「①家族状況・所得の種類」欄には記載せず「③住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。
- 「就学者以外の家族」欄
 - ・前年度及び今年度(見込み)の所得の種類と金額を、所得の種類別に記入してください。
 - ・年金、生活保護、失業給付、傷病者手当等は、給与収入欄に金額を記入してください。
 - ・無職の場合は所得の種類欄に「無職」と記入し、収入がなければ金額欄に「0」と記入してください。

●「就学者」欄

- ・申請者本人以外の就学者について、令和3年4月現在の在学(予定)校の設置区分(国立・公立・私立)、学校区分に○を付けて学校名、学年を記入してください。
- ・通学区分に応じて○を付けてください。
※国立大学生・大学院生・高等専門学校4、5年次生は、「在学及び授業料免除状況証明書」(様式I)を所属学校(令和3年4月現在の在学(予定)校)に記入を依頼し、提出してください。
申請無し、不許可の場合も提出してください。
その他の就学者は在学先の「在学証明書」又は学生証(写)を添付してください。なお、学生証には有効期限の記載が必要です。裏面に有効期限の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
- ・4月以降入学予定で手続き時に添付できない場合は、入学後、早急に提出してください。

●【給付型奨学金受給状況】欄

- ・申請者本人が受給している給付型の奨学金名称、月額、受給期間を記入してください。
※証明書類(写)を添付してください。なお、証明書類には金額・受給期間の記載が必要です。
※令和3年4月以降に受給予定の給付型奨学金についても記入してください。

②「家庭事情等」欄

本人を含めた家族で、特別な事情がある場合は各該当欄の□に✓を付け、詳細内容を記入し、あわせて必要書類を提出してください。

●「特別事情」及び「詳細内容」欄

- ・【生活保護を受給している世帯】生活保護の受給の有無□に✓を付けてください。
生活保護がある場合は、生活保護決定通知書、生活保護受給証明書(福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの)を添付してください。
- ・【母子・父子世帯】該当の□に✓を付け、「母子・父子世帯の申立書」(様式D)を提出してください。
- ・【主たる家計支持者が無職・失業中】続柄を記入してください。
続柄・無職となった年月を記入してください。
「公的な証明書で収入が証明できない場合の申立書」(様式C)に必要な事項を記入し、失業の場合は併せて「雇用保険受給資格者証」(表裏両面の写)を添付してください。(「雇用保険受給資格者証」をまだ受領していない場合は、「離職票」・「退職の辞令」等の写しを添付してください。)
- ・【障害者等のいる世帯】(心身に障害のある者がいる世帯)
続柄を記入し、該当の□に✓を付けて併せて該当書類(身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(要介護3以上)、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し)を提出してください。
- ・【長期療養者がいる世帯】(家族に現在まで6ヶ月以上にわたる期間療養中又は療養を必要と認められる者がいる世帯)続柄・診療開始日・傷病名を記入し該当する療養状態に✓を付けてください。
「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)に必要な事項を記入し、支出の証明となる領収書(写)と給付(払戻し)がある場合はその証明書(写)を添付してください。
※必要に応じて診断書等の提出を求めることがあります。
- ・【主たる家計支持者が別居】別居になった年月を記入してください。
「主たる家計支持者の別居に伴う控除申立書」(様式F)に必要な事項を記入し、給料明細(最新1ヶ月)、別居者の別居費金額(光熱水費や住居費)を証明する領収書等を添付してください。
- ・【風水害等により災】り災した年月、必要事項を記入し、「り災証明書」(被害の状況・金額がわかるもの)を添付してください。
※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。

③住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合、記入してください。

- 続柄・氏名を記入してください。例:続柄(兄) 氏名:京教 太郎
- 賃貸契約書(写)、「賃貸契約更新証明書」(様式K)等、実際に住んでいる場所が分かるものを添付してください。(賃貸期間がわかる部分(写)も提出してください。)

◇申請対象条件一覧表

【別紙】

【説明】学部生：◎及び○から1種類ずつ該当が必要

学部生以外の者：○から1種類の該当が必要

: 選択不可

対象条件	申請対象者	申請区分	備考	学部生			大学院生 専攻科生 留学生
				新入生	新2回生	新3回生以上	
A区分 日本学生支援機構給付奨学金に関する事項	給付奨学金・採用者	A-1	支援区分外の者		◎	◎	
		A-2	支援区分Ⅱ又はⅢの者		◎	◎	
		A-3	支援区分Ⅰの者で、適格認定(学業成績等に係る基準) ^{※1} により令和3年4月より廃止となる見込みの者		◎	◎	
	給付奨学金・不採用者	A-4	令和2年度給付奨学金・二次採用(後期)で、家計基準により不採用となった者		◎	◎	
	給付奨学金・申請対象外の者	A-5	大学等への入学時期に関する基準により申請対象外の者	◎	◎	◎	
		A-6	在留資格等に関する基準により申請対象外の者	◎	◎	◎	
		A-7	資産基準により申請対象外の者	◎	◎	◎	
	給付奨学金・申請中の者	A-8	令和3年度給付奨学金・定期採用(前期)又は家計急変採用に申請中の者	◎	◎	◎	
	給付奨学金・同時に申請予定の者	A-9	令和3年度給付奨学金・定期採用(前期)又は家計急変採用に申請する者	◎	◎	◎	
	給付奨学金・予約採用の採用候補者	A-10	支援区分Ⅱ又はⅢの採用候補者で、令和3年度採用候補者決定通知【進学先提出用】の本紙を提出した者	◎			
		A-11	支援区分Ⅱ又はⅢの採用候補者で、令和3年度採用候補者決定通知【進学先提出用】の本紙を提出予定の者	◎			
	給付奨学金・予約採用の不採用者	A-12	令和2年度給付奨学金・予約採用(高校等を通して申請)で、家計基準により不採用となった者	◎			
B区分 新型コロナウイルス感染症対応制度に関する事項	主たる家計支持者 ^{※2} が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により収入が減少し、授業料納付が困難な者	B-1	日本国や日本の地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 ^{※3} を提出できる者	○	○	○	○
		B-2	世帯全体の収入減少後の所得及び臨時収入の合計額 ^{※4} が世帯全体の令和2年度(1~12月分)の所得と比較し1/2以下となっている者	○	○	○	○
C区分 従来制度に関する事項	経済的理由により授業料納付が困難な者	C-1	経済的理由によって授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者			○	○
	本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という)の死亡又は風水害等の罹災により授業料納付が困難な者	C-2	新入生は入学前1年以内、在學生は授業料納期前6ヶ月以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者			○	○
	その他やむを得ない事情により授業料納付が困難な者	C-3	(申請区分C-2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者 ※免除の場合のみ その他やむを得ない事情があると認められる者 ※徴収猶予の場合のみ			○	○

申請対象外	正規生以外の者 授業料を滞納している者 特別な理由無く修業年限を超えて在学している者 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者
-------	--

【注記事項】

※1 学業成績等に係る基準(修得単位数、GPA及び出席率)は、給付奨学金継続手続き時の書類で確認してください。

※2 主たる家計支持者とは、同一生計で収入を得ている者のうち、収入金額が一番多い(多かった)者です。申請者が留学生で、父母等が日本に居住していない場合は、本人又は配偶者となります。

- ※3 公的支援の受給証明書に係る対象の公的支援は、高等教育の修学支援新制度に準じます。
日本学生支援機構ホームページの「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」を参照してください。
なお、支援を必要としている者の収入が減少したことについて審査を行わない制度(国による特別定額給付金など)は対象外です。
- ※4 収入減少後の所得は、次式により計算します。複数の収入がある場合は合計します。
(所得の種類は、家庭調書(様式③)又は家庭調書(留学生)(R様式③)を参照)

【給与収入】

給与支給額＝控除前支給額(令和3年2月分)×12＋賞与見込み額(令和3年度)

所得＝給与支給額－給与所得の控除額(次表)

表. 給与所得の控除額の算出方法

給与支給額	給与所得の控除額(万円)
104万円以下	給与支給額×1.0
105万円～200万円	給与支給額×0.2+83
201万円～653万円	給与支給額×0.3+62
654万円～	258

【給与以外(事業等)】

所得＝(売上高(令和3年2月分)－必要経費(令和3年2月分))×12

【臨時的収入】

令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に得た臨時的な収入(保険金、支援金、補助金、給付金等)

【留学生】

収入減取後の所得 ＝ 収入合計(月額)×12 － 必要経費
(R様式③の「②家計状況」により算出)